

国立大学法人東京外国語大学利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）は、世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めることを目的としている。

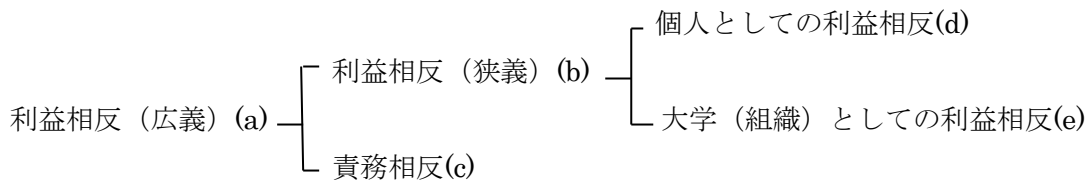
また、本学における教育・研究活動を通じて地域社会に有益に情報を発信するとともに、国際社会の動向を視野に、国内外における諸機関と連携し、社会・国際貢献活動（以下「連携活動等」という。）の展開を推進することとしている。

一方、こうした連携活動等を進める上では、本学や役職員等が求められる責務と企業等との連携の中で発生する利益や責務が相反する状況が生じ得る。

このような利益相反・責務相反と呼ばれる状況に対し適切な対応をしなければ、場合によっては、本学の社会的信頼を害し、これらの連携活動等のみならず、本学の教育・研究活動をも阻害される恐れがある。このため、本学や役職員等が公正かつ効率的に業務に専念でき、安心してさらなる連携活動等に参画できるように、「国立大学法人東京外国語大学利益相反マネジメントポリシー」を定める。

2. 利益相反の定義

利益相反の概念について、以下のように定義する。



(a) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念である。

(b) 狭義の利益相反

本学又は役職員等が連携活動等に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。

(c) 責務相反

役職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

(d) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、役職員等個人が得る利益と役職員等個人の本学における責任とが相反している状況をいう。

(e) 大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任が相反している状況をいう。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は、教育、研究、社会・国際貢献という大学が果たす役割のもとに、連携活動等を推進する上で、利益相反による弊害の発生を抑制するための利益相反マネジメントに取り組む。
- (2) 本学は、連携活動等を推進するにあたっては、高い透明性と公平性、中立性をもって取り組み、社会に対して十分な説明責任を果たす。
- (3) 本学は、役職員等が安心して活動できるように、利益相反の未然防止や不可避免的に生じた利益相反に対し、個別事例に応じて、その弊害を回避し、解決するための措置を行う。
- (4) 役職員等は、連携活動等に参画する上で、利益相反により弊害が生じないよう行動することを重要な責務として認識する。
- (5) 本学は、役職員等に対し利益相反マネジメントに関する啓発活動を行うとともに、社会に対して利益相反マネジメントについての理解と協力を求める。

4. 利益相反マネジメント対象者

利益相反マネジメントの対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員及び職員（非常勤職員、特定有期雇用職員を含む。）
- (2) 本学及び前号に規定する者が行う学外との共同研究、受託研究等に参画する本学の学生等
- (3) その他本学の利益相反マネジメント委員会が指定する者

5. 利益相反マネジメントの体制

利益相反に関する事項の審議などを行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。利益相反マネジメント委員会は法令、本学の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反行為についての審査を行うとともに、利益相反に関する事項の審議を行う。

6. 学内関係者への啓発の方針

利益相反マネジメントに適切に対応するために、ホームページへ本ポリシーを掲載するとともに、利益相反問題の事例を公開する等により、役職員等への周知徹底を図る。

7. 利益相反マネジメントポリシーの見直し

国内外の経済情勢の変動や地域社会の変化、社会通念の変化、法令の改正、本学規則の改正、利益相反事例の蓄積状況等に適切に対応するために、本ポリシーの見直しを適宜実施するものとする。

8. 情報の公開

本学は、本学の利益相反に関する情報を個人情報の保護に配慮し必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。